

国民健康保険制度が変わりました

▶ 保険年金課 ☎ 042-460-9822

改正の趣旨

国民健康保険制度は、日本の国民皆健康保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険料の負担が重い」などの構造的課題を抱えています。そこで、都道府県が財政運営の主体となることにより財政基盤の安定を図ると共に、国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援を行うことで国民健康保険制度を維持していくこととなりました。

財政運営主体が都道府県化されることで、医療給付に必要な金額が都から市へ交付されます。一方その原資として、市は都が示す納付額を納付します。

納付額は、各市区町村の所得水準・医療費水準・被保険者数に応じ決定され、その納付額を全て保険料で賄う場合の保険料率(標準保険料率)と併せて都から示されました。

仮に都から示された平成30年度標準保険料率のとおり保険料を改定した場合、大幅な保険料負担となってしまいます。そのため、一般会計から法定外繰入金(赤字補てん)することにより保険料の激変を抑制しています。

今後は、標準保険料率を参考に、国保財政健全化計画(赤字削減・解消計画)を策定し、計画的・段階的に赤字補てんを削減・解消していくことが、国・都から求められています。加入者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

□一般会計繰入金状況

※表示単位未満は四捨五入しています

	26年度	27年度	28年度	29年度 (決算見込額)	30年度 (見込額)
一般会計繰入金	27億2,609万円	28億9,354万円	28億1,230万円	29億8,704万円	28億1,406万円
うち、法定外繰入金(赤字補てん分)	18億8,000万円	18億7,000万円	18億1,000万円	19億1,489万円	18億1,008万円
上記に占める1人当たりの繰入額	3万6,521円	3万7,416円	3万7,765円	4万2,178円	4万1,750円

□保険給付費の状況(一般被保険者分)

※表示単位未満は四捨五入しています

	26年度	27年度	28年度	29年度 (決算見込額)	30年度 (見込額)
1人当たりの保険給付費	24万2,291円	25万9,573円	26万1,518円	27万9,489円	28万6,360円

平成30年度保険料率等を改定します

平成30年度の国民健康保険料の改定について、「国民健康保険運営協議会」における審議・答申を踏まえ、3月開催の市議会第1回定例会において審議され、可決・成立しました。

保険料

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費や出産育児一時金・葬祭費などの給付に充てられる基礎賦課額(医療分)、75歳以上の後期高齢者に掛かる医療制度を支援するための後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援金等分)、加入者のうち40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に賦課される介護納付金賦課額(介護分)の合計額です。

平成30年度国民健康保険料については、医療分均等割額の改定、医療分平等割額の廃止を行いました。

徴収の強化

事情があって滞納している方には、分割納付相談などを適宜行っています。一方ご連絡・ご相談をいただけない場合には、差し押さえなどによる徴収を行っています。国民健康保険に加入する皆さんの公平な負担のために、今後も徴収率の向上に努めます。

平成30年度納入通知書の送付

7月中旬に世帯主の方へ送付しますので、納期内納付にご協力をお願いします。

保険料の改定内容

□医療分

賦課項目	料率など		増減	標準保険料率 (西東京市)
	改定前	改定後		
所得割額	賦課標準額 × 5.41%	賦課標準額 × 5.41%	(据え置き)	7.25%
均等割額	被保険者数 × 28,800円	被保険者数 × 31,600円	+2,800円	41,224円
平等割額	1世帯当たり × 2,800円	廃止	-2,800円	-
賦課限度額	54万円	54万円	(据え置き)	-

□後期高齢者支援金等分

賦課項目	料率など		増減	標準保険料率 (西東京市)
	改定前	改定後		
所得割額	賦課標準額 × 1.68%	賦課標準額 × 1.68%	(据え置き)	2.41%
均等割額	被保険者数 × 6,500円	被保険者数 × 6,500円	(据え置き)	13,669円
賦課限度額	19万円	19万円	(据え置き)	-

□介護分

賦課項目	料率など		増減	標準保険料率 (西東京市)
	改定前	改定後		
所得割額	賦課標準額 × 1.64%	賦課標準額 × 1.64%	(据え置き)	1.95%
均等割額	第2号被保険者数 × 14,300円	第2号被保険者数 × 14,300円	(据え置き)	14,562円
賦課限度額	16万円	16万円	(据え置き)	-

廃棄物処理手数料の減免申請

～市の指定収集袋(ごみ袋)を減免対象者に配布～

6月7日(木)から別表の世帯を対象に、減免(指定収集袋の無料配布)の申請を受け付けます。別表の「必要なもの」とマイバッグなどをご持参ください。

※対象者が窓口に来られない場合は、代理人が委任状と代理人の本人確認書類も持参

受付日	場所
6月7日(木)～9日(土)	エコプラザ西東京
13日(木)～16日(日)	田無庁舎1階
19日(火)	保谷駅前公民館
21日(木)	柳沢公民館
26日(火)	芝久保公民館
28日(木)	ひばりが丘公民館

※受付時間：午前9時30分～午後7時(正午～1時を除く。(土)は5時*)

□配布枚数

●可燃・不燃ごみ兼用袋130枚

●プラスチック容器包装類専用袋50枚
※別表①～⑨の方は7月～平成31年6月分、別表⑩の方は4月～平成31年3月分

□収集袋の大きさ

1人世帯………小袋(10ℓ相当)

2～4人世帯…中袋(20ℓ相当)

5人以上世帯…大袋(40ℓ相当)

※左記申請受付日以降は、ごみ減量推進課(エコプラザ西東京)で平日のみ受付

※7月1日以降に申請した場合の配布枚数は、申請した月分からとなります。

※注 ⑦～⑨の方は平日の午後5時以降および(土)は、市民税の非課税確認ができないため当日配布不可。平日午後5時までにご来庁ください。

▶ごみ減量推進課

☎ 042-438-4043

□別表

	減免対象(重複する場合は1つのみ)	必要なもの
①	生活保護世帯	認め印・生活保護担当者確認印を押しした申請書
②	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援給付を受けている者が属する世帯	認め印・担当者確認印を押しした申請書
③	児童扶養手当受給世帯	認め印・手当受給証
④	特別児童扶養手当受給世帯	認め印・年金受給証
⑤	老齢福祉年金受給世帯(対象が明治44年以前に生まれた方)	認め印・年金証書(受給者全員)もしくは年金振込通知
⑥	遺族基礎年金受給世帯 1)世帯に18歳到達年度の末日までの扶養者がいる方(平成12年4月2日以降に生まれた方) 2)世帯に障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の扶養者がいる方	認め印・各手帳 ※平成30年1月1日時点で本市に住居登録がなかった方は、以前に住居登録をしていた市区町村の平成30年度非課税証明書(世帯全員)
⑦	身体障害者手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯	※注
⑧	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者で市民税非課税世帯	※注
⑨	愛の手帳1度または2度を所持している市民税非課税世帯	※注
⑩	東日本大震災により居住継続が困難となった被災者および福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等から避難された世帯	認め印・関係官公庁が発行する罹災証明書など